

# 村民のみなさんへ

近年、地球温暖化を含めた地球環境の変化による大雨や大型台風、これまで経験したこともない大規模地震などの災害が毎年のように発生し、日本各地に大きな被害をもたらしております。

本村においても甚大な被害が想定されていることから、この度、平成27年3月に発行した昭和村防災マップを刷新し昭和村ハザードマップとして発行することとしました。

今回のハザードマップは、皆さんがお住まいの地域の危険な箇所などの最新情報を地図に掲載するとともに消防水利施設や河川警戒情報などを加え、災害に対する日頃の心構えや非常時持出品などもわかりやすく解説しております。

村民の皆さまには、災害による被害を最小限に食い止めるために、自分の命は自分で守る「自助」と家族や地域で支え合う「共助」が不可欠であることをご理解いただき、本ハザードマップを日頃の防災対策にご活用いただきますようお願いいたします。

## 避難行動ガイド①

### 避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

指定緊急避難場所・指定一般避難所への移動	警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難(公園、親戚や友人の家など)	近隣の強固で高い建物などへの移動	建物内の安全な場所での待避(家屋内への垂直避難) やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上の高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

### 避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。</li> <li>・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。</li> <li>・<b>要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。</b></li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。</li> <li>・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・村が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

※「**自主避難**」とは・・・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いているら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることになります。



# 避難行動ガイド②

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、国・県・村では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。村からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要**です。

水害・土砂災害について、村が出す避難情報を5段階に整理しました。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

### Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの?  
⇒村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

質問2) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの?  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたものであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**